

# 平成29年度高知県 現任介護職員等養成支援事業 (研修受講支援分)のご案内

高知県では、県内の介護保険施設および介護サービス事業所、障害者福祉施設、児童福祉施設が、現に雇用する福祉・介護職員(以下「現任介護職員等」という。)に外部研修を受講させる場合等にその代替職員として、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業者(以下「派遣会社」という。)を通じて、失業者等を事業所等に派遣し、現任介護職員等の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図るために、「現任介護職員等養成支援事業」を実施しております。

今般、株式会社ツクイスタッフが当該事業の受託者として選定されましたのでお知らせいたします。

## 【代替職員を派遣できる期間】

当事業の実施(派遣労働者雇用)期間は**研修申請日から平成30年3月31日迄**になります。  
直接処遇職員が**研修に参加する時間の総合計の4倍の時間数**において、事業所が必要と判断する時間数(日数)まで派遣労働者の雇用が可能です。

## 【派遣の対象となる研修】

提出(FAX、郵送等)される研修計画書の申請日から**平成29年3月31日迄**に計画、実行される研修が対象となります。

ア)介護職員初任者研修	カ)介護支援専門員研修
イ)ユニットケアリーダー研修	キ)サービス提供責任者実務者研修
ウ)認知症介護実践研修「実践リーダー研修」 認知症介護実践研修「実務者研修」 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修 認知症介護指導者研修 認知症介護基礎研修	ク)喀痰吸引等研修(講師に従事する時間も含む)
エ)介護福祉士国家試験受験対策講座等	ケ)国、県、市町村または事業者団体が実施する福祉・介護従事者向け研修等
オ)介護福祉士国家試験 実務者研修	コ)福祉・介護職員の資質向上に有益であると判断される研修

上記研修以外で法人が施設内で実施する内部研修(勉強会等)は対象外となります。

## 【代替職員の対象職種】

高知県内の介護保険施設及び介護サービス事業所、障害者福祉施設、児童福祉施設における人員基準で定められた職種(直接処遇職員)

## 【事業者が負担する費用】

事業者が負担する費用は一切ございません。※8時間を超える勤務や、夜勤は事業対象外となります。

【ご注意ください】人員配置基準を満たしていない施設・事業所は本事業の対象となりません。

申請書の入手方法、ご提出方法及び事業の内容については、高知県HP若しくはツクイスタッフ高知へお問合せ下さい。  
(下記ツクイスタッフHPIにて申請書のダウンロードが可能です) <高知県庁HP>組織で探す >地域福祉部 >地域福祉政策課

**TEL.088-823-9631** <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/>

お問い合わせ・  
申請書類  
送付先



株式会社ツクイスタッフ高知支店  
高知市本町1-1-3朝日生命高知本町ビル5階  
<https://www.tsukuistaff.net/service/commission/>

電話 : 088-826-826-2030  
FAX : 088-826-826-2031  
【受付時間】 平日9:00~18:00

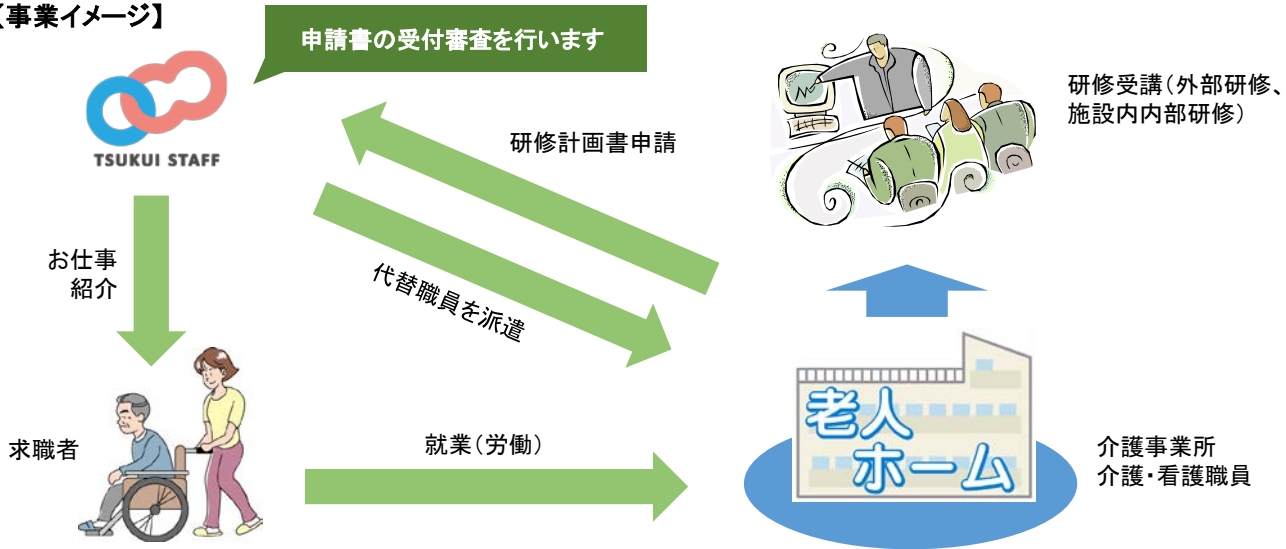
# 平成29年度現任介護職員等 養成支援事業について

事業期間 研修計画書申請日から、平成30年3月31日迄

## ①事業の目的（実施要綱より）

県内の福祉・介護サービス事業所・施設(以下「事業所等」という。)が、現に雇用する福祉・介護職員等(以下「現任介護職員等」という。)に外部研修を受講させる場合等にその代替職員として、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業者(以下「派遣会社」という。)を通じて、失業者等を事業所等に派遣し、現任介護職員等の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る事業になります。

### 【事業イメージ】



## ②申請方法について

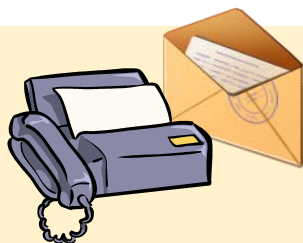
事業申請書

研修計画書



研修添付資料

受講研修の内容、日にち、研修時間等の内容が確認できる資料(レジュメ、研修概要、パンフレット等)



**申請書は、FAX及び郵送にて受付可能です。**

申請時不明な点がございましたら、FAX送信後にお電話等にて、書類のご確認が可能です。お気軽にお問合せ下さい。